

## しながわ文化プログラム推進事業助成金交付要綱

制定 平成30年6月27日 区長決定  
要綱第159号

改正 平成31年3月7日 区長決定  
要綱第37号

改正 令和元年12月27日 区長決定  
要綱第331号

改正 令和3年7月21日 部長決定  
要綱第230号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の開催を契機として実施する文化芸術イベントを支援し、文化面での機運醸成を図り、東京2020大会までの取り組み等を踏まえた社会的・文化的遺産の活用を図ることを目的とした、しながわ文化プログラム推進事業に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の種類)

第2条 助成金の種類は次のとおりとする。

- (1) クリエイティブ・リンク2020(以下「リンク助成金」という。)
- (2) クリエイティブ・チャレンジ2020(以下「チャレンジ助成金」という。)

### (助成金の申請者)

第3条 リンク助成金の交付を申請することができる者(以下「リンク助成金申請者」という。)は、法人格を有する団体または法人格を持つ団体を中核とする実行委員会のうち、次の各号のいずれにも該当しているものとする。

- (1) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類するものを有するとともに、執行組織および会計組織が確立し、事業遂行能力が十分あること。
  - (2) 反社会的勢力との関係がないこと。
  - (3) 政治活動を目的としていないこと。
- 2 チャレンジ助成金の交付を申請することができる者(以下「チャレンジ助成金申請者」という。)は、法人格を有する団体、法人格を持つ団体を中核とする実行委員会または一定の実績が認められる任意団体のうち、前項各号のいずれにも該当しているものとする。

### (助成金の対象事業)

第4条 区長は、リンク助成金申請者が実施する文化芸術の向上に資するイベントで、次に掲げる要件を全て満たす事業に対し、その事業に係る経費の一部をリンク助成金として交付する。

- (1) 品川区内で実施されるイベント事業であること。
  - (2) 区民が気軽に文化芸術に触れ親しむイベント事業であること。
  - (3) オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運醸成やレガシーに資すること。
  - (4) 品川区の魅力発信に資する事業であること。
  - (5) 文化芸術と観光、福祉またはコミュニティ形成との連携促進の視点が盛り込まれた事業であること。
- 2 区長は、チャレンジ助成金申請者が実施する文化芸術の向上に資するイベントで、前項第1号から第5号に掲げる要件を全て満たす事業に対し、その事業に係る経費の一部をチャレンジ助成金として交付する。

- 3 区長は、第1項および前項の規定により助成を受けようとする事業が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付対象としない。
- (1) 法令および公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受けるおそれのあるものである場合
  - (2) 特定の思想、宗教の布教または勧誘および政治的活動に基づくものである場合
  - (3) 助成金の交付が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められる場合
  - (4) 品川区の名誉を傷つけ、もしくは信用を失墜させる場合またはそのおそれがある場合
  - (5) 品川区の他の制度による補助または助成等を受けている場合
  - (6) その他区長が適当でないと認めた場合
- (助成金の対象経費)

第5条 助成金の対象経費は、事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるもの（以下「助成金対象経費」という。）とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、1千円未満の端数は切り捨てとする。

- (1) リンク助成金 1事業の助成金対象経費に10分の9を乗じた額（上限額300万円）
  - (2) チャレンジ助成金 1事業の助成金対象経費に10分の10を乗じた額（上限額80万円）
- 2 助成金の交付は、1団体につき同一年度内1件を限度とする。

(審査会の設置)

第7条 対象事業の決定に係る審査等を行うため、しながわ文化プログラム推進事業助成審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、文化観光課長、文化振興係長および外部有識者をもって構成し、文化観光課長が招集する。
- 3 審査会は次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 対象事業に係る審査、選定および助成金交付予定額に関すること。
  - (2) 対象事業ならびにリンク助成申請者およびチャレンジ助成申請者（以下「申請者」と総称する。）に対する調査に関すること。
  - (3) 助成金交付決定の取り消しまたは助成金の減額に関すること。
  - (4) その他区長が必要と認める事項

4 審査会における審査・選考にあたっては、別途定める審査・選考基準により、構成員の合議で決定する。

(助成金の交付申請)

第8条 申請者は、しながわ文化プログラム推進事業助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要
- (2) 事業企画書
- (3) 事業収支計画書（助成金対象経費の見積書または経費の根拠が分かる資料）
- (4) 事業体制表（主催、共催、協賛、協力、後援、その他事業に関わる事業者等を記載した資料）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第9条 区長は、前条の申請を受理したときは、審査会においてその内容を審査し、助

成の可否および助成金額を決定し、適当と認めるときは、しながわ文化プログラム推進事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該助成金交付決定者（以下「決定者」という。）に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 区長は、第1項の規定による審査の結果、助成金の交付を不相当と認めるときは、しながわ文化プログラム推進事業助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。
- 4 決定者は通知後別途指定する手続きを行い、しながわ文化プログラム推進事業助成金請求書（第4号様式）を区長に提出する。
- 5 区長は、前項に規定する請求があった場合は、助成金を支払うものとする。  
（事業の内容変更等）

第10条 決定者は、助成金の交付後に事業の内容を著しく変更し、または事業を中止しようとするときは、あらかじめしながわ文化プログラム推進事業変更等承認申請書（第5号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、しながわ文化プログラム推進事業変更等承認決定通知書（第6号様式）により決定者に通知するものとする。  
（遅延等の報告）

第11条 決定者は、事業が予定の期間内に完了しないときまたは事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（非常災害の場合の処置）

第12条 区長は、決定者が非常災害等により被害を受けたため事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

（実績報告および精算）

第13条 決定者は、事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかにしながわ文化プログラム推進事業実績報告書（第7号様式）を区長に提出し、必要に応じて別途指定する精算手続きを行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 決定者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
  - (5) その他、決定者の要件を満たさなくなったとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、しながわ文化プログラム推進事業助成決定取消通知書(第8号様式)に理由を付して、その旨を決定者に通知する。

（助成金の返還）

第15条 区長は、第10条第2項の規定によりしながわ文化プログラム推進事業の中止を承認した場合または前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、期限を定めて、助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の経理等)

第16条 決定者は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第17条 決定者は、区長が事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)の規定を適用する。

(委任)

第19条 この要綱の施行について必要な事項は、別に文化スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年3月11日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年1月6日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

別表（第5条関係）

内 容	
事業実施に要する経費	
	出演料、演出料、講演料等
	会場費、舞台費等
	会場設営および運営委託に要する経費
	広告宣伝費、印刷費
	その他イベント実施に直接必要な諸経費

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名

住所

代表者

しながわ文化プログラム推進事業助成金交付申請書

下記のとおり クリエイティブ・リンク2020 / クリエイティブ・チャレンジ2020  
助成金の交付を申請します。

記

1 助成事業名

「 」

2 助成事業に要する経費および助成金交付申請額

- |              |   |   |
|--------------|---|---|
| (1) 総事業費     | 金 | 円 |
| (2) 助成対象経費額  | 金 | 円 |
| (3) 助成金交付申請額 | 金 | 円 |

3 助成事業実施計画および助成金交付申請額算出内訳について

別紙のとおり

文 書 番 号

年 月 日

団体名

代表者 様

品川区長

しながわ文化プログラム推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があったしながわ文化プログラム推進事業助成金の交付について、選考の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

助成事業に要する経費のうち、助成対象となる経費および助成金の額は、次のとおりとする。

総事業費	助成対象経費	助成金の額

文 書 番 号

年 月 日

団体名

代表者 様

品川区長

しながわ文化プログラム推進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があったしながわ文化プログラム推進事業助成金について、  
選考の結果、下記の理由により不交付となったので通知します。

記

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 不交付理由

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名

住所

代表者

印

しながわ文化プログラム推進事業助成金請求書

年 月 日付（文書番号）で交付決定の通知があったしながわ文化プログラム  
推進事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 請求額

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

品川区長 へ

団体名

住所

代表者

しながわ文化プログラム推進事業変更等承認申請書

年 月 日付（文書番号）で当該助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容を変更（\*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 変更（\*中止）の内容

3 変更（\*中止）の理由

文 書 番 号

年 月 日

団体名

代表者 様

品川区長

しながわ文化プログラム推進事業変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（\*中止）について、下記のとおり承認します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 承認内容

3 付帯条件

年 月 日

品川区長 へ

団体名

住所

代表者

しながわ文化プログラム推進事業実績報告書

年 月 日付（文書番号）で交付決定通知のあった標記の事業が完了しましたので、しながわ文化プログラム推進事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業内容および助成事業に要した経費

別紙のとおり

2 添付書類

(1) 請求書または領収書等の写し（補助対象経費のみ）

(2) 助成事業の成果物各種（PRパンフレット、報告書等）、助成事業の実施状況写真

文 書 番 号

年 月 日

団体名

代表者 様

品川区長

しながわ文化プログラム推進事業助成決定取消通知書

年 月 日付で交付を決定しました助成事業について、下記のとおり決定を取消します。

記

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 取消理由